

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項
〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕

1. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
1 重要事項説明書	<p>①重要事項説明書に記載する項目が不足していた。</p> <p>②緊急連絡先が実態と異なっていた。</p>	<p>→平 18 老計第 0331004 号で例示されている項目（運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>第三者評価の実施状況等</u>）については必ず記載してください。</p> <p>→報酬改定があった際には、利用料金に変更がないか確認し、適切に修正してください。</p> <p>→夜間の連絡先についても実態に則して記載してください。</p>
2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	<p>①定期的なアセスメント及びモニタリングを実施していなかった。</p> <p>②計画変更の際にアセスメントを実施していなかった。</p> <p>③実施状況の把握が適切に行われていなかった。</p>	<p>→保健師、看護師又は准看護師によるアセスメント及びモニタリングを概ね 1 月に 1 回程度実施してください。</p> <p>なお、訪問看護サービスの利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングについては、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うこともできます。</p> <p>→計画作成の際と同様、アセスメントから始まる一連の流れにより計画変更を行ってください。</p> <p>→利用者の心身の状況のみの記録ではなく、設定した目標に対する評価等、計画の実施状況の把握を行ってください。</p>
3 地域との連携	<p>①介護・医療連携推進会議が実施されていない。</p>	<p>→概ね 6 月に 1 回実施し、サービスの提供状況を報告した上で評価を受けてください。</p>

	②自己評価及び外部評価を行っていなかった。	→1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、提供するサービスの自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点から外部評価を受けてください。
--	-----------------------	---

2. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
1 総合マネジメント体制強化加算	①多職種で共同して計画を見直していることが確認できなかった。	→利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同して計画の見直しを行い、その記録を残してください。
2 サービス提供体制加算	①研修計画に基づく研修をすべての従業者に対して実施していなかった。	→非常勤職員も含めたすべての従業員に研修計画を作成し、研修を実施してください。